



料金別納  
郵便

## 政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

## 中小企業実態基本調査 ご協力をお願い

中小企業実態基本調査は、中小企業の育成及び発展を支援するための施策を企画・立案・実行するための基礎資料を得ることを目的として、全国の中小企業の皆様の中から、約11万社を選出して平成16年から毎年実施している調査です。

この葉書は、平成29年調査の対象に選ばせていただきました皆様に、調査の概要や目的について事前にお知らせするものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査票が届いた際（7月下旬予定）には、何とぞ、ご協力をよろしく申し上げます。

ご不明点は、2ページ目に記載の、中小企業実態基本調査事務局までお問い合わせください。

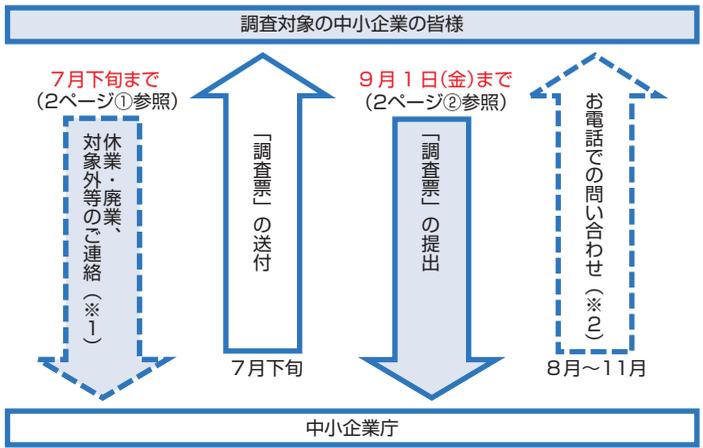
## ① 7月下旬までにご協力いただきたいこと

転居、名称変更、法人形態の変更、休業・廃業、調査の対象外等の場合はご連絡をお願いします（7月下旬まで）

貴社が下記に当てはまる場合は、7月下旬までに中小企業実態基本調査事務局にご連絡ください。

転居や名称変更されている場合	}	調査票を、正しい宛先にお送りいたしますので、ご連絡下さい。
法人形態（法人企業・個人事業者）を変更されている場合		現在の法人形態（法人企業・個人事業者）にあわせた調査票をお送りいたしますので、ご連絡下さい。
平成27年度決算期以前（個人事業者の場合は平成27年末以前）に、休業・廃業等されている場合	}	貴社は調査の対象外となります。調査票の発送を停止しますので、ご連絡下さい。
貴社の主たる事業の業種、資本金および従業員数が、裏面「調査の概要」に記載の「調査の範囲」の条件に該当しない場合		

## 平成29年 中小企業実態基本調査の流れ



※1：2ページ目に記載の「中小企業実態基本調査事務局」までご連絡ください。詳細は2ページをご参照ください。  
 ※2：ご提出いただいた調査票の記入内容に不明な点等があった場合に、確認のための電話をおかけすることがございます。

## 平成29年 中小企業実態基本調査 ご協力をお願い

調査票は後日送付いたします



中小企業庁 事業環境部 企画課 調査室  
中小企業実態基本調査事務局

<お問い合わせはこちら>

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町10番2号  
丸国ビル4階

電話 ☎ 0120-262-535（フリーダイヤル）  
03-3527-3470（直通）

受付時間 平日9：00～18：00（土曜、日曜、国民の祝日を除く）

## 中小企業実態基本調査事務局

電話 0120-262-535（フリーダイヤル）

<連絡先>

※ご連絡をいただく時期によっては、前後して調査票がお手元に届いてしまう可能性があります。ご了承ください。

## ② 調査票へのご回答をお願いします（提出期限：9月1日(金)）

- 7月下旬に調査票をお送りしますので、ご回答をお願いします。
- ご回答には、ぜひインターネットをご活用ください。パソコンからインターネットでご回答をいただきますと、合計値の自動計算や記入内容ミスの自動チェックなど、ご回答に当たって便利な機能をお使いいただけます。また、中小企業実態基本調査事務局では、インターネットでのご回答についてお手伝いをさせていただきます。

# (PR)中小企業庁の取り組みのご案内

## 広報冊子のご案内 (各種冊子をホームページ上に公開しています)

●中小企業庁では、中小企業施策を広く知っていただくための冊子を各種発行しています。  
 広報冊子は <http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/> で閲覧できます。

### 総合ガイド等

平成29年度版  
**中小企業施策利用ガイドブック**

今年度の中小企業施策がこの1冊!!  
 中小企業施策を利用する際の手引き書として、経営、金融、地域サポートなど、200以上の中小企業施策をご紹介します。

### 財務サポート

中小企業税制  
**中小企業税制パンフレット**

中小企業の皆様に、中小企業を応援する様々な税制上の措置が用意されています。代表的で、使ってお得な税制措置について、具体的な内容のポイントについて解説しています。

## 相談窓口のご案内

●中小企業庁では、中小企業の皆様をご支援するため、各種電話相談窓口も開設しています。  
 ●電話相談窓口は、下記のとおりです。  
 ※ご注意: **下記の電話相談窓口では、今回ご案内している「中小企業実態基本調査」についてはお答えできません。**「中小企業実態基本調査」についてのお問い合わせは、宛名面または2ページ目に記載の「中小企業実態基本調査事務局」(フリーダイヤル 0120-262-535) までお問い合わせください。

## 中小企業支援施策に関する主なお問い合わせ先

- 「**中小企業電話相談ナビダイヤル**」  
 どこに相談したらよいか、お困りの皆様は、こちらにお問い合わせください。  
**0570-064-350** [平日(月曜日～金曜日 ただし、祝日を除く)9:00～17:30]  
 (最寄りの経済産業局中小企業課につながります)
- 「**経営相談ホットライン**」  
 経営に関する事なら、何でもお気軽にご相談ください。  
**0570-009-111** [平日(月曜日～金曜日 ただし、祝日を除く)9:00～17:00]

## 中小企業庁ホームページ

中小企業施策に関する最新情報をはじめ、金融・税制などの情報や補助金などの公募情報、関連イベントの開催情報などを提供しています。

中小企業庁   検索

<http://www.chusho.meti.go.jp/>



補助金などの中小企業に役立つ情報を発信しています。

中小企業庁 twitter   検索

[https://twitter.com/meti\\_chusho](https://twitter.com/meti_chusho)

●水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください

## 調査の概要

### 調査の目的

中小企業庁では、中小企業基本法第10条の規定に基づき、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向を把握するため、「中小企業実態基本調査」を統計法(平成19年法律第53号)に基づき総務大臣の承認を得て実施しています。

### 調査の対象期間

平成28年度決算期間(個人事業者の場合は平成28年分)となります。

### 調査の範囲

貴社が下記の資本金規模、従業者規模のどちらか片方でもあてはまる場合は調査対象となります。個人事業者は下記の従業者規模にあてはまる場合は調査対象となります。(※条件にあてはまらない場合は中小企業実態基本調査事務局までご連絡ください)

貴社の主たる事業の業種	調査の対象となる企業の規模(条件)	
	資本金規模	従業者規模
建設業、製造業、運輸業、郵便業	3億円以下	300人以下
情報通信業における通信業、インターネット付随サービス業、新聞業、出版業		
不動産業における駐車場業以外の業種		
生活関連サービス業における旅行業		
物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、娯楽業	5千万円以下	100人以下
情報通信業における通信業、インターネット付随サービス業、新聞業、出版業以外の業種		
不動産業における駐車場業		
生活関連サービス業における旅行業以外の業種		
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食サービス業	5千万円以下	50人以下
サービス業(他に分類されないもの)	5千万円以下	100人以下

※例1: 小売業の個人事業者で従業者が2名の場合 → (資本金は該当しなくても) 従業者が50人より少ないので調査対象となります。

※例2: 建設業の法人企業で、資本金1億円、従業者400人の場合 → 従業者は300人より多いですが、資本金が3億円以下ですので調査対象となります。

調査結果の公表予定、調査事項等、詳しくは中小企業実態基本調査の公式ホームページもご参照ください。 ⇒ <http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/>

## 「中小企業実態基本調査」ってなに?

### Q1 中小企業実態基本調査とは?

中小企業(個人事業者含む)全般に共通する財務情報、経営情報等を把握するために、統計法に基づき、中小企業庁が毎年実施している調査です。担当は、中小企業庁事業環境部企画課調査室です。

### Q2 調査対象はどのように選ぶのですか?

総務省が実施した経済センサス-基礎調査の結果等をもとに、全国の中小企業(個人事業者含む)の中から約11万社を選出しています。選出にあたっては、各業種別、規模別の中小企業(個人事業者含む)の実態を把握できるように、各地域、各業種、規模別に一定数の企業を選出しています。そのため、貴社と同業種・規模の企業が少ない場合には、申し訳ございませんが、連続または隔年でご協力をお願いする場合もございます。

### Q3 調査の結果は、どのように使われるのですか?

中小企業庁が実施する各種中小企業施策の企画・立案・実行の基礎資料として利用されています。そのほか中小企業(個人事業者含む)の経営分析等に活用されています。

### Q4 この調査に回答しなければならないのですか?

この調査は、中小企業(個人事業者含む)の実態を把握する、統計法に基づき総務大臣の承認を得て行う唯一の調査です。中小企業(個人事業者含む)の皆様は役立つ施策を企画・立案・実行するために利用されます。調査の趣旨をご理解のうえご協力をお願いします。

### Q5 税務資料や、他の同じような調査の結果を利用すれば、このような調査を実施しなくてもよいのではないですか?

法令により、税務資料を統計調査の代わりとして使用したり、逆に調査票の記入内容を税の資料等に使用することは禁じられています。中小企業実態基本調査では、他の統計調査では調査しない、中小企業(個人事業者含む)の皆様の財務情報、経営情報及び設備投資動向などを調査するものであり、調査事項が大きく異なります。お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### Q6 情報の管理が心配です

ご回答いただいた内容は、統計法に則り、個別の企業の情報が外部に漏れることのないように秘密を保護します。また、ご回答いただいた調査票は情報の漏えい等が発生することのないように、細心の注意を払って管理します。インターネットで回答される場合の通信経路上の情報のやりとりについても、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、TLSにより暗号化しています。

水に濡れている場合はよく乾かしてからはがしてください。